

第 1 回笠間市・友部町・岩間町合併協議会

日 時 平成 17 年 2 月 23 日 (水)
午前 10 時から

場 所 笠間市総合公園管理棟
(笠間市箱田 867 - 1)

(午前 10 時 開会)

小松崎事務局長

定刻となりましたので、只今より、第 1 回笠間市・友部町・岩間町合併協議会を開会いたします。

本日は、お忙しい中ご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

議事に入りますまでのしばらくの間、進行を務めさせていただきます事務局長の小松崎と申します。よろしくお願いいたします。

ここで傍聴人の方々にご連絡事項がございます。後ほど、本日の報告事項の中で報告いたしますが、この協議会に会議運営規程を設けてございます。その中で、傍聴人の方々につきましては、誓約書の記載事項を遵守の上、静粛に傍聴くださいますようお願い申し上げます。

また、会場内の白い腕章をつけた者は報道担当の職員でございますが、これ以外の方につきましては、写真撮影や録音は議事に入るまでといたしていただきまして、また、携帯電話につきましては電源を落としていただきますようお願い申し上げます。

それでは、誓約書の内容につきまして朗読させていただきます。

傍聴人受付簿兼誓約書ということございまして、先ほど記載いただきました内容を読み上げさせていただきます。

傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならないということで、1 つは、会場における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

はち巻き、腕章の類を提示する行為をしないこと。

私語、談笑等会議の妨害になるような行為はしないこと。

みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

飲食及び喫煙をしないこと。

その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為はしないこと。

それから、写真撮影等の禁止ということで、傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、議長の許可を得た場合はこの限りではない。

以上のようなことでございます。ご了解いただきたいと思います。

それでは、会議次第に従いまして進めさせていただきますと思います。

本協議会の会長及び副会長は、後ほど報告いたします規約第 6 条第 1 項の規定によりまして、1 市 2 町の長が協議して選任するということになっております。本協議会に先立ちまして、先般 21 日にその協議が行われ、会長には磯笠間市長、副会長には川上友部町長と仲田岩間町長が選任されておりますことをご報告させていただきます。

それでは、会長であります磯笠間市長からごあいさつを申し上げます。

磯会長

第 1 回笠間市・友部町・岩間町合併協議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、大変お忙しいところ、委員の皆様方にご出席を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

このたび、関係 3 市町の議会の議決によりまして合併協議会が設立され、合併協議書に

よりまして会長を仰せつかりました笠間市長の磯でございます。

また、友部町、岩間町の町長さんが副会長ということで、これから合併協議会を進めていくことになりましたので、委員の皆様のご協力をお願い申し上げる次第でございます。

既にご承知のことと思いますが、今年3月までの法定期限内に合併を申請するというところで、大変限られた時間の協議となりますが、各委員の皆様方のお力添えとご意見を賜り、最大限の努力をして参りたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

振り返ってみますと、平成13年5月に、笠間市、友部町、岩間町、今年2月に合併をいたしました内原町、七会村を含めた5市町村で広域行政研究会を発足し、合併問題について行政と議会が合同で研究を進めたのが最初のスタートでありました。その間、合併についての協議が幾度となくされましたが、残念ながら推進までは至りませんでした。しかし、事務的にはさまざまな角度から調整と検討を重ねながら取り組んでまいりました。

こういう中で、合併特例法期限内の最終時期を迎えまして、1市2町の住民の皆様と議会の皆様のご理解、ご支援をいただき、本日の合併協議会が設立できたことにつきまして心中から感謝申し上げます。

この地域は茨城県のほぼ中央に位置しております。首都圏からも近く、恵まれた交通網や、歴史、自然、文化、芸術を有し、県内におきましても優れた特性を持つ地域であると思えます。

現在、地方自治体を取り巻くあらゆる環境が変化しております。特に少子高齢化の進行、生活圏の広域化、地方分権の推進、財政状況の悪化など、課題も多く存在しております。私は、この地域が合併によりましてこれらの課題に対応ができ、多くの住民や子供たちが将来に向かって夢が持てるようなまちづくりができることを期待し、さらに大きく発展することを願ってやみません。

この合併をスムーズに実現するためには、これからの限られた時間の中で合併に関する調整や検討を積極的に実証し、先進地域の例にありますように、大局的な立場に立って、小異を乗り越えていく覚悟で臨まなければならないと思っております。

委員の皆様方のご協力を心からお願いを申し上げまして、私のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

小松崎事務局長

続きまして、副会長の川上友部町長からごあいさつを申し上げます。

川上副会長

ただいまご紹介をいただきました友部町長の川上でございます。今回、副会長を務めることになりました。

第1回笠間市・友部町・岩間町合併協議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、公私ともに大変お忙しい中ご出席をいただきまして、心より感謝を申し上げます。

さて、1市2町の合併につきましては、この日を迎えるまでにはさまざまなことがあり、事前協議の時間も経過しております。まさに今、合併に対する機運が熟したと判断しているところでございます。本日の会議から正式に合併の協議に入るわけでございますが、こ

の合併によって、1市2町の住民が合併してよかったと思えるような地域づくりを目指してまいりたいと考えております。

皆様もご存じのとおり、この地域は茨城県の中央に位置し、交通の利便性に優れ、観光や地場産業という地域資源が豊かにあり、21世紀をリードする茨城県の中核都市として発展していく可能性も十二分に持っているわけでございます。これらを生かした合併ができるよう頑張ってまいりたいと考えております。

合併の協議につきましては忌憚のない意見を出していただき、納得のいく論議へ事が導かれるように、皆様方のご協力をよろしくお願いを申し上げます、ごあいさつといたします。

小松崎事務局長

同じく副会長の仲田岩間町長、お願いいたします。

仲田副会長

皆さん、おはようございます。開会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

笠間市・友部町・岩間町の合併協議会が設立されまして、本日、第1回の合併協議会開催の運びとなりましたわけですが、委員及び監査委員の皆さん方におかれましては、何かとご多忙の中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

この3市での枠組みは、地形や歴史から見ても理想的なものであり、合併後は人口8万人を超える都市が誕生し、笠間、友部、岩間のそれぞれの特性を生かし、まちづくりができるものと期待するものでございます。

皆さんご承知のように、現行の合併特例法の適用を受けるためには、それぞれの議会で議決の上、3月中に県知事への申請が必要となっております。その間、日程的に大変ハードな部分があるかと存じますが、これが最後のチャンスであるという認識のもと、建設的、前向きな協議をお願いしたいと思います。

いずれにしましても、合併は目的ではなく始まりであります。よりよいまちづくりを進める上で行政改革の最たる手段であります。各委員の真摯な協議によりまして、3市町の住民から、合併してよかったと満足されるような新市の誕生を望むものであります。

結びに当たり、当協議会の目的達成に向け、ご理解、ご協力をお願い申し上げますと共に、皆様方のご健勝をお祈り申し上げて、あいさつといたします。本日はご苦労さまでございます。

小松崎事務局長

続きまして、この協議会に委員として加わっていただいております県議会議員の先生からもごあいさつをお願いしたいと存じます。

初めに、山口伸樹様、よろしくお願いたします。

山口委員

皆さん、ご苦労さまでございます。ご紹介をいただきました笠間市選出の山口でございます。

今日は第1回の合併協議会ということでございます。それぞれ3首長さんからお話があったとおり、忌憚ないご意見をそれぞれが出し合って、本当に合併してこの地域がよかったなという合併に持っていけるよう、私も微力ながら頑張ってまいりたいと思いますので、

よろしくお願いを申し上げまして、ごあいさつに代えたいと思います。

小松崎事務局長

ありがとうございました。

続いて、常井洋治様、よろしくお願いいたします。

常井委員

ご紹介いただきました県会議員の常井洋治です。

今回、第1回目の合併協議会を開催するに当たりまして、ここまでご尽力いただきました関係者の皆様方に深甚なる敬意を表する次第であります。

先ほど話がありましたように、合併はすべての始まりであります。その始まりの始まりが今日でありますから、みんなでいい方向に向けて忌憚のない意見交換をし、そして、後々の住民によかったなと言われるような合併に向けて進んでいっていただきたいと思いますし、私どもも精いっぱい努力してまいります。どうかよろしくお願います。

小松崎事務局長

ありがとうございました。

続きまして、協議会委員及び監査委員の皆様への委嘱状の交付に移らせていただきたいと思えます。

委員の皆さんへの委嘱状は、大変恐縮ながら、各市町の学識経験者のうちお1人ずつ代表で交付させていただき、その他の委員さんにつきましては、お手元に既に委嘱状をお配りいたしておりますので、ご紹介のみとさせていただきたいと思えます。

それでは、委嘱状を交付いたします。

笠間市学識経験者、佐藤英男様。

磯笠間市長会長

佐藤英男様

笠間市・友部町・岩間町合併協議会委員を委嘱する。

平成17年2月23日

笠間市・友部町・岩間町合併協議会会長 磯良史

よろしくお願いいたします。

小松崎事務局長

友部町学識経験者、桑野正巳様。

磯会長

桑野正巳様

同文でございます。よろしくお願いいたします。

小松崎事務局長

岩間町学識経験者、大久保清様。

磯会長

大久保清様

同文です。よろしくお願いいたします。

小松崎事務局長

続きまして、監査委員さんの委嘱状を交付いたします。

笠間市監査委員，海老沢義弘様。

磯会長

海老沢義弘様

笠間市・友部町・岩間町合併協議会監査委員を委嘱する。

平成 17 年 2 月 23 日

笠間市・友部町・岩間町合併協議会会長 磯良史

お願いいたします。

小松崎事務局長

友部町監査委員，村上悌吉様。

磯会長

村上悌吉様

同文です。よろしくお願いいたします。

小松崎事務局長

岩間町監査委員，松田暄信様。

磯会長

松田暄信様

同文です。よろしくお願いいたします。

小松崎事務局長

ここで他の委員さん方をご紹介申し上げます。

先ほどご挨拶いただきました茨城県県議会議員 山口伸樹様。

同じく常井洋治様。

それから，本日欠席されておりますが，同じく県議会議員の長谷川大紋様がおります。

続きまして，笠間市議会議長 渡辺浩一様。

笠間市議会副議長 中澤猛様。

笠間市議会議員 畑岡進様。

友部町議会議長 小園江一三様。

友部町議会副議長 上野登様。

友部町議会議員 竹江浩様。

岩間町議会議長 小磯章一様。

岩間町議会副議長 宮本昇様。

岩間町議会議員 藤枝一弘様。

笠間市助役 青木可光様。

友部町助役 石原朝雄様。

岩間町収入役 小松崎豊様。

笠間市学識経験者 小里敏郎様。

笠間市学識経験者 塙東男様。

友部町学識経験者 瀬畑洋子様。

友部町学識経験者 根本栄一様。

岩間町学識経験者 岡野清右工門様。

岩間町学識経験者 上野眞様。

茨城県総務部理事 田谷英夫様。

茨城県県北地方総合事務所長 安義治様。

以上をもちまして協議会委員と監査委員の委嘱状及び紹介を終了させていただきます。

続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。

事務局次長 深澤悌二，調整担当で、友部町から参っております。

同じく事務局次長 埴栄，総務担当で、岩間町から参っております。

同じく事務局次長 小坂浩，計画担当で、笠間市から参っております。

総務班長 吉田貴郎，笠間市から参っております。

計画班長 松田輝雄，友部町から参っております。

調整班長 西山浩太，岩間町から参っております。

総務班 高松繁樹。

調整班 松本浩行。

調整班 北野高史。

同じく調整班 川松祐市。

計画班 成田崇。

以上，事務局職員は各市町とも4名，総数12名体制でございます。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議事に入らせていただきます。

議事につきましては、本協議会第9条第2項の規定によりまして、会議の議長は会長がこれに当たるということになっております。

また、本日の出席者は28名で、本協議会規約第9条第1項の規定による定足数に達しておりますので、本日の協議会は成立いたしております。

それでは、会長，議事の進行をお願いいたします。

磯会長

それでは、会議次第に基づきまして協議を進めてまいりますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

報告第1号 笠間市・友部町・岩間町合併協議会設置経緯について

報告第2号 笠間市・友部町・岩間町合併協議会規約について

報告第3号 笠間市・友部町・岩間町合併協議会会議運営規程について

報告第4号 笠間市・友部町・岩間町合併協議会小委員会規程について

報告第5号 笠間市・友部町・岩間町合併協議会幹事会規程について

報告第6号 笠間市・友部町・岩間町合併協議会事務局規程について

報告第7号 笠間市・友部町・岩間町合併協議会財務規程について

報告第8号 笠間市・友部町・岩間町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について

以上，第8号まで事務局から一括して報告いたします。

事務局

それでは、報告第1号から報告第8号まで一括して報告説明を行います。

まず1ページをお開きください。

報告第1号 笠間市・友部町・岩間町合併協議会設置経緯について。

笠間市・友部町・岩間町合併協議会設置経緯について別紙のとおり報告するとなつてございまして、次の2ページをごらんください。

概略を表としてまとめてございます。先ほどの会長のあいさつの中にもありましたとおり、平成13年5月ごろより、旧内原町、旧七会村を含めた当該地域で合併に関する研究会ができて、これを受けて、それぞれ住民説明会や合併に関するアンケートなどを実施してまいりました。他地区の動向などを踏まえまして、平成15年には友部と岩間の合併協議会が設置されましたが、これは昨年6月に解散となっております。

こうした状況の中、県都水戸市の隣接地でございます1市2町の今後のあり方について心配をされた茨城県知事の呼びかけがございまして、昨年8月に3首長さんや関係者が集まり、懇談が行われております。この中で、現在の地方自治体を取り巻く情勢が大きく変化しているという状況に対応するためにも、1市2町の枠組みで合併を推進していくということが確認されております。

そして、今月21日の臨時議会におきまして、3市町とも合併協議会設置議案を提出し、これが議決されましたことから、同日付けで合併協議会が設置されたわけでございます。

続きまして、3ページをご覧ください。

報告第2号 笠間市・友部町・岩間町合併協議会規約について。

笠間市、友部町及び岩間町は、市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づく合併協議会の設置について協議を行い、平成17年2月21日に開会された関係市町の臨時議会における議決を経て、別紙のとおり笠間市・友部町・岩間町合併協議会規約を定めたので報告する。

次の4ページをご覧ください。

この規約の中の第3条には、協議会の事務としまして、1つ目としては、1市2町の合併に関する協議、2つ目としまして、新市建設計画の作成、3つ目として、その他1市2町の合併に関し必要な事項等と定めております。

また、規約の第9条第4項でございますが、会議は公開で行うということをやっております。

そのほか、会長が会議の議長となることや、合併協議会に必要な各種規程を会長が別に定めるといった条文をうたっております。

続きまして、6ページをごらんください。

報告第3号 笠間市・友部町・岩間町合併協議会会議運営規程について。

笠間市・友部町・岩間町合併協議会規約第9条第5項の規定に基づき、別紙のとおり笠間市・友部町・岩間町合併協議会会議運営規程を定めたので報告する。

次の7ページをお開きください。

議事の進行として、規程の第2条の中に、会議の議事は全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、十分な議論を尽くした上で意見が分かれた場合は、議長の判断により表決をとり、議長を含めた出席委員の過半数の賛成をもって議事を進めることをうたっております。

ただし、この条文の中に特に規定はしてございませんが、本日の委員さんの中の県職員の委員さんでございますが、県総務部理事の田谷委員さんと県北地方総合事務所長の安委員さんのお2人につきましては、いわゆる基本4項目と言われる合併の方式、期日、名称、事務所の位置を表決によって採決する場合においてはこの採決に加わらないということであらかじめ委員さん方はご了承を願いたいと思います。

また、この会議規程には、第9条でございますが、傍聴人の遵守事項や、第10条では禁止事項なども規定してございます。

続きまして、12ページをご覧ください。

報告第4号 笠間市・友部町・岩間町合併協議会小委員会規程について。

笠間市・友部町・岩間町合併協議会規約第10条第2項の規定に基づき、別紙のとおり笠間市・友部町・岩間町合併協議会小委員会規程を定めたので報告する。

次の13ページをお開きください。

この中の第2条に小委員会の所掌事務として、協議会から付託された事項について調査し、又は審議するものとするのが規定されております。これは、小委員会を設けて審議を深めたほうがよいと判断された場合に設置するものであります。この規程には、そのほか第3条で小委員会の組織や、第5条で会議などについての規定をしてございます。

続きまして、14ページをご覧ください。

報告第5号 笠間市・友部町・岩間町合併協議会幹事会規程について。

笠間市・友部町・岩間町合併協議会規約第11条第3項の規定に基づき、別紙のとおり笠間市・友部町・岩間町合併協議会幹事会規程を定めたので報告する。

次の15ページをお開きください。

第2条で幹事会の所掌事務として、会長の指示を受け、協議会に提案する事項及び合併に関する必要な事項について、協議又は調整するものとするのが規定されております。この幹事会の幹事は16ページの別表に掲げるものとなっております。

また前に戻りますが、第8条で、専門的な調査や検討を行うために、幹事会のもとに専門部会を置くことが規定されております。

なお、第5条第2項には、幹事長及び副幹事長は、幹事のうちから会長が指名するとうたっておりますが、幹事長は笠間市の青木助役、副幹事長は友部町の石原助役と岩間町の小松崎収入役の3名が指名されてございます。

続きまして、17ページをごらんください。

報告第6号 笠間市・友部町・岩間町合併協議会事務局規程について。

笠間市・友部町・岩間町合併協議会規約第12条第3項の規定に基づき、別紙のとおり笠間市・友部町・岩間町合併協議会事務局規程を定めたので報告する。

次の18ページをお開きください。

これは合併協議会の私ども事務局に関する規程を設けていますが、20ページの別表第1に掲げてありますように、総務班、計画班、調整班という3班で分担して事務を行ってまいります。

続きまして、22ページをご覧ください。

報告第7号 笠間市・友部町・岩間町合併協議会財務規程について。

笠間市・友部町・岩間町合併協議会規約第 15 条の規定に基づき、別紙のとおり笠間市・友部町・岩間町合併協議会財務規程を定めたので報告する。

次の 23 ページをお開きください。

この中では合併協議会の予算や決算等の財務に関する規程をしてございます。

続きまして、25 ページをご覧ください。

報告第 8 号 笠間市・友部町・岩間町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について。

笠間市・友部町・岩間町合併協議会規約第 16 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり笠間市・友部町・岩間町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程を定めたので報告する。

次の 26 ページをお開きください。

ここには皆様方委員さんの報酬及び費用弁償に関して規程をしておりますが、第 2 条のただし書きのように、協議会の会長、副会長並びに笠間市・友部町・岩間町の常勤の特別職と茨城県職員の方については支給しないという定めとなっております。

以上で報告第 1 号から第 8 号までの説明を終わります。

磯会長

第 1 号から第 8 号まで事務局の報告、説明がございました。内容等について何かご質問ございますか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

磯会長

ないようでございますので、次の報告事項に移らせていただきます。

報告第 9 号 笠間市・友部町・岩間町合併協議会事業計画についてと、報告第 10 号 笠間市・友部町・岩間町合併協議会予算については関連しておりますので、一括で事務局から説明させます。事務局でお願いします。

事務局

それでは、27 ページをお開きください。

報告第 9 号 笠間市・友部町・岩間町合併協議会事業計画について。

笠間市・友部町・岩間町合併協議会の平成 16 年度事業計画を別紙のとおり作成したので報告し、承認を求めます。

次の 28 ページをお開きください。

本年度の事業としまして、1 番目として、協議会の開催。

2 つ目として、調査研究事業。その中の 1 つ目としましては、事務事業の一元化事業、これは、例規であるとか電算システムなどを統合するための事業であります。2 つ目としましては、市町村建設計画の策定、3 つ目として、その他合併に必要な事項。

大きな 3 つ目としましては、「合併協議会だより」などの発行、あるいは住民説明会の開催などの広報・広聴活動としております。

4 番目としまして、幹事会や専門部会の開催などを行う計画としてございます。

次の 29 ページをお開きください。

報告第 10 号 笠間市・友部町・岩間町合併協議会予算について。

笠間市・友部町・岩間町合併協議会規約第 15 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり平成 16 年度の笠間市・友部町・岩間町合併協議会予算を編成したので報告し、承認を求めます。

次の 30 ページをお開きください。

この中の第 1 条にありますとおり、今年度の歳入歳出予算総額は、それぞれ 1,500 万 1,000 円としております。

次の 31 ページをお開きください。

1 市 2 町ともそれぞれ 500 万円を均等に負担していただくこととしております。

次の 32 ページをお開きください。

歳出でございますが、款を事業費と総務費に分けてございまして、事業費は、先ほどご説明しました協議会開催の経費や事務事業の一元化のための例えば電算システム構築設計委託料とか例規一元化の委託料など諸費用で 1,020 万 5,000 円を計上し、総務費は、事務局の職員手当、あるいは需用費などの関係経費で 425 万 2,000 円を計上してございまして、予備費と合わせまして総額 1,500 万 1,000 円となっております。

以上で報告第 9 号及び報告第 10 号の説明を終わります。

磯会長

ただいまの事務局からの報告についてご質問ございませんか。

(「ありません」の声あり)

磯会長

それでは、報告第 9 号及び第 10 号について承認を求めます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

磯会長

ありがとうございます。

それでは、協議事項に移りたいと思います。

協議事項に入る前に、要望文が提出されております。それを各委員さんに事務局から配付させていただきます。

(要望文配付)

磯会長

配付をさせていただきました。早速、協議に入りたいと思います。

協議第 1 号 合併協定項目について。事務局から説明いたします。

事務局

それでは、33 ページをご覧くださいと思います。

これから協定項目等の協議に入るわけですが、ここに示されたような様式で説明をしていきます。中ごろの調整方針(案)というものが示されているものと示されていないものがございます。示されている案について、結果として、そのような調整方針ということになれば、下の確認のところに確認の日付を入れていただくということにしていきたいと思っております。

それでは、協議第 1 号 合併協定項目(案)についてご説明申し上げます。

調整方針(案)の内容でございますが、笠間市・友部町・岩間町合併協議会合併協定項目は、別紙のとおりとする。

次のページをご覧ください。

合併の協定書を結ぶ際の項目でございまして、多くは住民に深く関わりのある項目について協定をしております。本協議会においては23の項目に分けてございます。

次のページの参考資料をご覧くださいと思います。

協定項目とその内容について記載してございます。

1の合併の方式、2の合併の期日、3の新市の名称、4の新市の事務所の位置については合併協議の基本的な項目でございます。

5の財産の取扱いから8の地域審議会等の取扱いは議会の議決事項でございます。

24の建設計画は、3市町の建設計画等を踏まえ、新市のマスタープランとして策定について協議するものでございます。

協定項目の内容について協議を行い、調整方針を確定し、協定してまいりたいと考えております。合併協議の基本的な事項でございまして、本日、協議決定していただきたいと思っております。

以上で協定項目(案)についての説明を終わります。

磯会長

協議第1号について事務局の説明が終わりました。内容につきましてご質問等がございましたらお願いいたします。何かございますか。

(「異議なし」の声あり)

磯会長

異議なしとのことですので、協議第1号 合併協定項目については原案のとおり決定いたします。皆様のお手持ちの協議会資料、今、事務局から説明がありました33ページの空欄になっておりますところ、確認部分に本日の期日をご記入ください。

次に、協議第2号 行政制度等の調整方針について。事務局から説明いたします。

事務局

36ページをごらんいただきたいと思っております。

協議第2号 行政制度及び事務事業の調整方針についてご説明申し上げます。

調整方針(案)の内容は、笠間市・友部町・岩間町の行政制度及び事務事業の調整方針は、別紙のとおりとする。

次のページをごらんください。

笠間市、友部町及び岩間町が合併した場合に、行政制度等の違いにより住民が混乱や不利益を受けることなく、より効果的で効率的な行政サービスを実施できるよう、下記の基本原則を踏まえ調整を図るものであります。今後、この方針を基準とし、調整のための協議を進めます。

1の基本原則でございしますが、(1)として一体性確保の原則、(2)として住民福祉の向上の原則、(3)として負担公平の原則、(4)として健全な財政運営の原則、(5)として行政改革推進の原則、(6)として適正規模準拠の原則を基本原則といたします。

2の調整の考え方でございしますが、(1)の調整の視点として、新市の財政負担を考慮し、健全な財政運営を堅持することを視点とするものです。

(2)の統一の時期でございしますが、合併年度又は翌年度に制度の統一を図ることを基本

とするが、サービスや負担において住民生活に激変を及ぼす場合、又は統一が難しい項目については、合併後3年以内を原則として、引き続き統一に向け調整するものとします。

(3)の調整の体系でございますが、既に同一制度の場合は、原則として現行のとおり存続とします。

独自の制度又は内容に相違がある制度については、最も効果的と判断する市町の制度に統一又は再編し、新規の制度として創設するものとします。

その効果などが適切でないとは判断する制度については、廃止するものといたします。

国・県等関係行政機関との協定は、原則として新市に引き継ぐものとします。

次のページは体系図でございます。

この調整方針(案)につきましても合併協議の基本的な事項でございますので、本日、協議決定していただきたいと思っております。

以上で行政制度等の調整方針についての説明を終わります。

磯会長

説明が終わりました。内容等につきましてご質問をお願いいたします。

(「異議なし」の声あり)

磯会長

異議なしとのことでございます。協議第2号 行政制度等の調整方針については、原案のとおり決定いたします。先ほどと同様に、協議会資料36ページの確認部分に本日の期日をご記入ください。

次からの協議事項、合併方式、合併の期日、新市の名称、事務所の位置につきましては、いわゆる基本4項目と呼ばれるものでありますが、先ほど事務局から説明がありましたとおり、これらの基本4項目を採決により決定するような場面のときには、規約第7条第5号、委員のうち県職員の2人はこれに加わらないものとするということでございます。この点を確認しておきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、協議第3号 合併の方式についてを事務局から説明させます。

事務局

39ページをご覧いただきたいと思っております。

協議第3号 合併の方式についてご説明申し上げます。

調整方針(案)の内容は、笠間市、西茨城郡友部町及び同郡岩間町を廃し、その区域をもって新しい市を配置する新設合併とする。

次のページをごらんください。

笠間市、友部町、岩間町の沿革、人口、面積でございます。

次のページは合併方式による相違点でございます。新設合併、編入合併について記載しております。

新設合併についてご説明申し上げます。

定義でございますが、2以上の市町村の区域の全部もしくは一部をもって市町村を置くことで、市町村の数の減少を伴うものでございます。

法人格は新たに発生するものでありまして、合併市町村の名称は新たに制定するものであります。

事務所の位置は、新たに制定するものであります。

市町村の長でございますが、失職となります。

議会の議員でございますが、原則としてすべて失職となり、合併市町村の法定数以内による条例定数による設置選挙を行うこととなります。特例法により、法定定数の2倍以内で選挙を行う特例定数と、最長2年間在任できる在任特例があり、いずれかによることができます。

農業委員会の委員でございますが、原則としてはすべて失職いたします。特例法を適用した場合、選挙による委員は80人を超えない範囲で、1年以内の間、在任できることとなります。

次に特別職の職員でございますが、すべて失職となります。新たに選任することとなります。

条例・規則でございますが、すべて失効しますので、新たに制定することとなります。

次のページは先進事例でございます。

以上で合併方式についての説明を終わります。

磯会長

説明が終わりました。

本日の会議に先立ちまして、1市2町の首長、正副議長による事前協議で、合併方式は新設でということで合意されましたので、本日の合併方式は新設合併という提案をさせていただいているわけです。これに関してご意見がございましたらお願いいたします。

(「異議なし」の声あり)

磯会長

異議なしとのことでございます。協議第3号 合併の方式については、提案のとおり新設合併と決定いたします。協議会資料39ページの確認の部分をご記入ください。

続いて、協議第4号 合併の期日についてを事務局から説明いたします。

事務局

44ページをご覧いただきたいと思います。

協議第4号 合併の期日についてご説明申し上げます。

調整方針の内容は、合併の期日は、平成17年3月31日までに県知事に申請をし、平成18年3月31日までの間で正副会長が別に協議し定める期日とする。

次のページをご覧いただきたいと思います。

参考(現況等)でございます。

合併特例法の期限は平成17年3月31日までとなっておりますが、経過措置によりまして、平成17年3月31日までに県知事に申請し、平成18年3月31日までに合併した場合において適用されることとなります。合併に向けての法的な手続や諸準備にも日数を要するため、この点を考慮し、決定する必要があります。住民サービスや各種事務などにできる限り支障のない時期を想定して定めることが望ましいと思われま。

次のページからは、先進地事例、参考法令でございます。

以上で合併の時期についての説明を終わります。

磯会長

事務局からの説明が終わりました。

この1市2町の合併は、現在の合併特例法の期限内合併を目指すということで、先ほどお話しした3首長等の事前協議で合意を得ております。本年3月末日までに県知事に合併を申請し、その後1年以内に合併を迎えたいということですが、この具体的な合併の期日は、これからの合併協議の推移を見ながら、この3月までに私とお2人の副会長で協議して決定してまいりたいという提案でございます。これに関してご意見がございましたらお願いいたします。

(「異議なし」の声あり)

磯会長

ありがとうございます。異議なしということでございます。協議第4号 合併の期日については、提案のとおり決定いたします。協議会資料44ページの確認部分にご記入ください。

続きまして、協議第5号 新市の名称についてを事務局から説明させます。

事務局

48ページをご覧くださいと思います。

協議第5号 新市の名称についてご説明申し上げます。

調整方針の内容は、新市の名称については、笠間市とする。

次のページをご覧ください。

参考(現況等)でございます。笠間市、友部町、岩間町の地名の由来等でございます。

2は先進地事例でございますが、具体的な名称については、従来は関係市町村の名称の一部を単純に合わせたものが見受けられましたが、最近はその地域の歴史・文化や地理的特性、名称の知名度・定着度、住民公募の結果等から、住民の一体感を醸成しやすく、対外的にも覚えやすいという観点から名称が選択されており、既存の名称を選択する事例が多く見られます。

平成17年2月28日から平成18年1月1日までの合併予定の市町村は134ございますが、そのうち新設合併103、編入合併31という中で、新設合併のうち62が既存の名称を使用しております。以下は、今後の合併予定市町村の新設合併の抜粋を掲載しております。

以上で新市の名称についての説明を終わります。

磯会長

説明が終わりました。

この1市2町が合併し、新しい市として発足する場合の名称につきましても、3首長等の事前協議で笠間市とすることで合意を得ておりますので、本日の提案もそのとおりとしております。これに関してご意見がございましたらお願いいたします。

(「異議なし」の声あり)

磯会長

ありがとうございます。異議なしとのことでございます。協議第5号 新市の名称については、提案のとおり笠間市と決定いたします。協議会資料48ページの確認の部分をご記入ください。

次に、協議事項第6号 新市の事務所の位置についてを事務局から説明いたします。

事務局

51 ページをご覧いただきたいと思います。

協議第 6 号 新市の事務所の位置についてご説明申し上げます。

調整方針（案）の内容は、新市の事務所の位置は、現在の友部町役場（友部町中央三丁目 2 番 1 号）とする。また、現在の笠間市役所、岩間町役場は、総合的な機能を持つ支所とする。

次のページをご覧ください。

参考資料でございますが、1 は事務所の位置の決定の必要性でございます。地方自治法第 4 条第 1 項の規定により、地方公共団体は条例で事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならないとされております。新設合併の場合は、3 市町の法人格が消滅し、それまでの 3 市町の条例が失効するため、新たに条例で事務所の位置を定める必要があり、合併協議会において協議を行う必要があります。

2 は事務所の位置の決定において考慮すべき事項でございます。地方自治法第 4 条第 2 項の規定により、事務所の位置を定めるに当たっては、住民の利便に最も適するよう、交通の事情、他の官公署との関係等を考慮しなければならないとされております。

3 は事務所の位置を定める条例でございます。事務所の位置を定める条例を制定するときは、合併市町村の議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意が必要とされております。

なお、新設合併の場合は議会が成立していないケースがあり、合併協定書に基づき、新市の長の職務執行者の専決処分により条例が制定されることとなります。

次のページは 3 市町の庁舎等の現況でございます。

次のページからは先進地域の事務所設置方式についてでございます。

以上で新市の事務所の位置についての説明を終わります。

磯会長

ありがとうございました。事務局から説明が終わりました。

この 1 市 2 町が合併をし、新しい市として発足する場合の事務所、市役所の本所は現在の友部町役場とし、また、現在の笠間市役所と岩間町役場は総合的な機能を持つ支所ということでの提案です。これも 3 首長等の事前協議で合意を得ている事項でございます。これに関してご意見がございましたらお願いいたします。

（「異議なし」の声あり）

磯会長

ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、協議第 6 号 新市の事務所の位置については、提案のとおり決定いたします。協議会資料 51 ページの確認をお願いいたします。

続きまして、協議第 7 号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについてを事務局から説明いたします。

事務局

57 ページをご覧いただきたいと思います。

協議第 7 号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについてご説明申し上げます。

調整方針（案）の内容は、特に提案をしておりません。委員の皆様の意見の中から調整方針を出していただきたいと考えております。

次のページをご覧ください。

議会議員数等の現況でございます。笠間市現行議員数が 15 人、任期は平成 20 年 1 月 14 日となっております。友部町の現行議員数 22 人、任期は平成 19 年 12 月 31 日までとなっております。岩間町の現行議員数 16 人、任期は平成 19 年 11 月 22 日となっております。

(2)は合併後の法定定数です。3市町が合併した場合の人口が8万2,358人となりますので、法定定数の上限は30人となります。

次のページをご覧くださいと思います。

2は特例措置の概要と適用事例でございます。

(1)は特例措置の適用がなしのとき、合併関係市町の議会の議員はすべて失職となり、定数を条例で定め、合併後50日以内に新たな議員の選挙を行うこととなります。

(2)は定数特例でございます。合併関係市町の協議により、設置選挙により選出される議員の任期に限り、法定数の上限数30人の2倍の範囲内、60人以内の範囲で議員定数を定め、合併後50日以内に新たな議員の選挙を行うこととなります。

この場合、特例定数とは別に、3市町の協議により、あらかじめ合併後の市の議会の議員の定数を定めることも必要となります。

(3)は在任特例でございます。合併関係市町の協議により、現在の議会の議員で合併後の議会の議員の被選挙権を有することとなる者全員が、合併後2年以内の期間、引き続き合併後の議会の議員として在任することができます。

この場合、特例定数とは別に、3市町の協議により、あらかじめ合併後の市の議会の議員の定数を定めることも必要となります。

3は関係法令でございます。

62ページから先進地事例でございますが、茨城県内による合併では、水戸市・内原町の合併を除き、すべて在任特例を採用しております。

以下、合併協議会の調整内容でございますので、参考にさせていただきたいと思っております。

以上で議会議員の定数及び任期の取扱いについての説明を終わります。

磯会長

事務局から説明がありましたとおり、この件に関しましては調整方針（案）は示しておりません。これは議員さんの身分の取扱いに関するものでありますので、先ほどの事務局からの説明を参考に、委員の皆様方に慎重に方針を打ち出させていただきたく、本日の協議会ではあえて結論を急がなくてもという考えからであります。

いかがでございましょう。この協議事項は次回の協議会まで継続としたいと思っておりますが、皆様、ご意見がございましたらお願いいたします。

（「異議なし」の声あり）

磯会長

ありがとうございます。この件は次の協議会へ継続という声が多いようでございますので、協議第7号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについては継続とさせていただきます。

次に、協議第 8 号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてを事務局から説明いたします。

事務局

64 ページをご覧くださいと思います。

協議第 8 号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてご説明申し上げます。

調整方針（案）の内容は特に提案をしておりません。委員の皆様の意見の中から調整方針を出していただきたいと思いますと考えております。

次のページをご覧くださいと思います。

農業委員会委員の現況でございます。法定定数は、3 市町とも同数となっております。

現員数は、選挙による委員は、笠間市 12 人、友部町 16 人、岩間町 16 人でございます。選任委員の学識経験委員は法定数では 4 人以内となっておりますが、笠間市 1 人、友部町 4 人、岩間町 3 人でございます。

任期は、笠間市が平成 19 年 3 月 7 日、友部町が平成 19 年 2 月 4 日、岩間町が平成 18 年 3 月 24 日でございます。

面積は、笠間市が 1 万 3,161 ヘクタール、友部町が 5,871 ヘクタール、岩間町が 4,993 ヘクタールで、合計が 2 万 4,025 ヘクタールとなります。

農地面積は、笠間市 1,763 ヘクタール、友部町 1,421 ヘクタール、岩間町 1,354 ヘクタールで、合計が 4,538 ヘクタールとなります。

農家数は、笠間市 2,169 戸、友部町 1,502 戸、岩間町 1,365 戸で、合計が 5,036 戸となります。

次のページをご覧ください。

2 の複数の農業委員会を置くことができる場合がございますが、市町村の面積が 2 万 4,000 ヘクタールを超える場合、又は農地面積が 7,000 ヘクタールを超える場合は、1 市町村 1 農業委員会が原則でございますが、市町村長はその区域を 2 つ以上に分けて、その区域ごとに農業委員会を置くことができます。本地域につきましては 2 万 4,000 ヘクタールを超えておりますので、この要件に該当いたしますので、置くべきか否かをご協議いただくこととなります。

3 は特例措置の概要と適用事例でございます。1 つの農業委員会を置く場合、特例措置の適用のない場合は、3 市町の委員はすべて失職となります。新市は農業委員会等に関する法律に基づき定数を条例で定め、合併後 50 日以内に新たな委員の選挙を行うこととなります。

在任特例を適用する場合、3 市町の委員は 80 人を超えない範囲で、1 年以内の間、合併後の市の委員として引き続き在任することとなります。

選任委員は特例がなく、新設合併の場合、委員全員が失職となります。

次のページをご覧ください。

複数の農業委員会を置く場合、は旧市町の区域ごとに複数の農業委員会を置く場合がございます。従前の 3 市町の農業委員会については、合併後もそのまま存続し、従前の農業委員会の委員が従前の任期の残任期間引き続き在任する。

は旧市町の区域によらず複数の農業委員会を置く場合、3 市町の選挙による委員は、

80 人を超えない範囲で、1 年以内の間、合併後の市の委員として引き続き在任できることとなります。

昨年 10 月 16 日に常陸大宮市が誕生いたしました。この合併において、区域面積が 3 万 4,838 ヘクタールと、複数の農業委員会が設置できる要件となりましたが、適用せず、原則どおり 1 つとしております。

4 は関係法令（抜粋）でございます。

71 ページをご覧ください。

5 は先進地事例でございます。茨城県内による合併では、すべて在任特例を採用しております。

以下、合併協議会の調整内容でございます。参考にさせていただきたいと思っております。

以上で農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについての説明を終わります。

磯会長

説明が終わりました。

この件も、さきの協議事項と同様、調整方針（案）は示しておりません。これも選出による農業委員さんの方の身分の取扱いでありますので、先ほどと同様、この協議事項も次回の協議会まで継続としたいと思っておりますが、皆様のご意見がございましたらお願いいたします。

（「異議なし」の声あり）

磯会長

ありがとうございます。先ほどの件と同様に、次の協議会へ継続とさせていただきます。続いて、協議第 9 号 地域審議会等の取扱いについてを事務局から説明いたします。

事務局

72 ページをご覧ください。

協議第 9 号 地域審議会等の取扱いについてご説明申し上げます。

調整方針（案）の内容は特に提案しておりません。委員の皆様の意見の中から調整方針を出していただきたいと思いますと考えております。

次のページをご覧ください。

地域審議会、地域自治区及び合併特例区の概要でございます。

地域審議会についてご説明申し上げます。

目的は、合併の懸念や不安を払拭するため、合併後の市町村の施策全般に関し、きめ細やかに住民の意見を反映できるよう設置するものであります。

法人格は有しません。

設置区域は、1 又は 2 以上の旧市町村単位で設置できる。

設置方法は、合併関係市町村の協議により定め、各市町村議会の議決を経て設置いたします。

設置期間は、合併関係市町村の協議で定める期間、建設計画を考慮し、概ね 10 年となります。

権限としては、市町村建設計画の執行状況等についての合併市町村の長の諮問に応じ審議すること並びに意見具申でございます。

財源はございません。

続いて、地域自治区でございます。ページを戻っていただきたいと思います。

自治法に基づく設置と合併特例法に基づく設置がございます。

法人格は有しません。

事務所を設け、事務所の長を設けます。合併特例法で事務所の長にかえ、任期2年以内の特別職の区長を置くことができます。

設置期間は、自治法による設置は特に定めはございません。特例法では、合併関係市町村の協議で定める期間となります。

権限は、地域自治区の事務所の所掌する事務に関して、諮問に応じて審議又は意見具申するものでございます。

事務執行は、市町村の事務を分掌し、区域住民の意見を反映して処理するものであります。

次に、合併特例区についてご説明申し上げます。

合併特例区は、法人格を有する特別地方公共団体でございます。

事務所の長は、区長となります。

区長は、助役又は支所長が兼ねることができます。

設置期間は5年以内でございます。

事務執行に当たっては、規約で定める事務を処理するものであり、一定期間特例区で処理したほうが効果的であるものであります。

次のページをご覧くださいと存じます。

地域審議会、地域自治区及び合併特例区が設置される一般的なケースでございます。

一つとして、規模の大きな市や町と、その周辺にある小さな町村が合併する場合に、旧町村区域に設置する場合、合併前の市町村数が多く、合併後の新市において旧市町村の議会議員数が極端に少なくなるような場合でありまして、議会の議員の在任特例を適用する団体にあってはほとんど設置していないようであります。

合併後の新市の面積や地形等から、新市のまちづくりを分けて考えないとならないような場合でございます。

3、地域審議会、地域自治区及び合併特例区の設置を検討する際の留意事項でございますが、旧市町村意識が温存され、新市としての一体感の形成を阻害する要因にならないよう考慮する必要があります。

地方自治法による地域自治区は、合併後においても必要性に応じて設置できるものであります。

法人格を有する合併特例区は、設置期間が5年間と短期間であります。

地域自治区及び合併特例区は、事務を煩雑にする場合があります。

77 ページは、県内の先進地事例でございます。新設合併では、猿島町を除き、設置しておりません。編入合併においては、常陸太田市と常陸大宮市の2つの合併で設置をしております。全国的に見ても、編入合併で多くの自治体の構成により合併する場合に、議会議員が、在任特例後、大きく減少する地域において設置しているようでございますが、速やかなる一体性の確保や、在任する議会議員が積極的な議会活動を通して住民の意見を十分

に取り入れ、住民の不安を取り除くことができるなどの理由から、多くの協議会は設置しないとしております。

以下、合併協議会の調整内容でございますので、参考にさせていただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

磯会長

事務局から説明がありましたとおり、これらの合併特例法や地方自治法に基づいて設置することができるかとされているものがございますが、この件に関しても調整方針（案）は示してございません。委員の皆様の意見の中から調整方針を出していただきたいと考えております。この件に関しましてご意見がございましたらお願いいたします。何かございますか。

畑岡委員

私は笠間市から来ております畑岡と申します。

先ほど事務局から説明がございましたが、地域審議等ですが、全般に見ますと、審議等を取り扱っているところはないように聞かれたのですが、この期間中にももしも何らかの形で支障が出た場合は、この審議中に、急遽、特別委員会なり小委員会なりのような形で取り扱うことはできるのか、そこを説明していただきたいのです。

事務局

今回の合併協議会の中でということでしょうか。

畑岡委員

そうです。

事務局

それは可能だと思います。ただ、地域審議会等につきましては合併特例法で定められておりますが、これについては別に合併特例法でなくても、例えば、今後、条例等で必要性があれば設置することができます。

また、地域自治区についても、自治法と合併特例法の2つの法律で定められておりますので、同じように、必要性があれば、合併後、新市になってから設置することができます。

ただ、合併特例区については、これは合併特例法の中でございますので、これについてはできません。

ただ、合併特例区と地域自治区については、合併特例区が法人格を有している、地域自治区は法人格を有していないという違いはございますが、合併後、新市にあって必要性があれば設置ができるということでございます。以上でございます。

畑岡委員

私が言っていることは、今日の協議と、この後、何回かやるのですが、その間に、この説明の中では審議会を設けるところは少ないといいますが、もし住民とか議会に持ち帰りまして、そういう話ができただけの場合はこれを設置することができますかということを私は聞きたいのです。

事務局

この会議の中で、今日の中で継続ということになれば、それは次の協議会で審議することは可能でございます。

磯会長

よろしゅうございますか。

その他ございますか。

(「次回継続を希望します」の声あり)

磯会長

それでは、今、畑岡委員さんからご質問もありましたが、持ち帰って検討するということもございますので、次回の協議会まで継続としたいと思います。皆様、いかがでございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

磯会長

ありがとうございます。協議第9号 地域審議会等の取扱いについては継続とさせていただきます。

続きまして、協議第10号 新市建設計画の素案についてを事務局から説明いたします。

事務局

それでは、協議第10号 新市建設計画について説明したいと思います。

資料は79ページから92ページのA3の横になっております。

今回は新市建設計画の素案ということではありますが、今日出したものを今日協議して決定していただくということではなく、量的にも、今日は前段の部分でありますので、2回目には全体の計画を示したいと思っておりますので、今日の説明も含めて、次回でご審議いただきたいと思っております。

まず、一番最後の92ページのA3の横判をお開きいただきたいと思っております。

一般的には新市建設計画と申し上げては、事務局の案としましては、この計画については「新市まちづくり計画」という若干ソフトな名称にしたいということで提案しております。

今日、皆様にお示ししてあるものは、現状、課題、まちづくり課題、それを踏まえまして、中段に新市の将来像、まちづくりの基本理念というものまでお示ししてあります。ここまでが今日の配付資料の中に記載されております。

その後、それぞれ基本理念を踏まえまして、分野別計画に1番から7番までのテーマについて計画を示してあります。当然、分野別計画の中で、合併特例債であるとかその他の県の財政支援事業について触れることとなります。

また、建設計画につきましては、次回3月2日に、冒頭に申し上げましたように、テーマ別の計画もお示しします。そして、この件は茨城県議会の調査特別委員会でも審議していただくこととなります。

それから、第3回となります3月12日の協議会である程度決定をしていただければと思っております。

そして、それを踏まえまして、3月19日に各3市町で住民説明会を予定しておりますので、それはこの建設計画が中心になろうかと思っております。

その意見も踏まえまして、3月22日、第4回、最終回となろうと思っておりますが、そこで最終決定と予定しております。

それでは、皆さん、事前に資料を配付しておりますので、ご一読されているかとは思いますが、一応、主だった部分を説明したいと思います。よろしくお願いします。

最初の79ページに戻っていただきたいと思います。

冒頭に申し上げましたように、本建設計画は新市まちづくり計画としてあります。

続きまして、81ページです。

合併の必要性、何人かの委員さんのあいさつの中にもありましたが、本地域は、歴史、自然と文化に恵まれた地域であります。そして、JRが2本、それから高速自動車道が2本走っております。JRについては6駅、高速自動車道については4インターを設置される予定で、これほど交通網に恵まれた地域はないのですが、これらの非常に高いポテンシャルを生かしまして、先ほど名称が「笠間市」ということで決定されましたが、新たな笠間市として発展させるには、合併がいい機会であろうかと思えます。

これらの合併に対しましては、新たな行政需要への対応、財政基盤の強化、地域間競争への対応というものを必要要素に挙げております。

新たな行政需要への対応といえますのは、これから地方分権がさらに進み、行政の向上、サービスの向上というものが当然喫緊の課題になっておりますので、これらをクリアするためには、職員また行政能力の強化を図らなければならないと思います。

財政基盤の強化についても、福祉、医療面で行政需要、支出がかさむ中で、行政、財政運営をしていくのには、経費節減を筆頭に、合併するとはいえ、行政改革が喫緊の課題となっております。

地域間競争への対応については、これら住民サービスの質の向上を目指していく中でも、地域アイデンティティーの確立、つまり、地域間競争の要素を磨かなければなりません。ご存じのように、周辺の自治体では合併が進み、それぞれ大規模な自治体が誕生しておりますので、これらの都市機能を高めた自治体と競争していくのには、人口8万2,000人の大笠間市として、今後、行政需要に対応して十分競争力を高めていく必要があるかと思えます。

続きまして、83ページ、新市の概要になります。

3市町合わせると240.25平方キロメートル、かなり広域な面積になると思います。何度も出ておりますように、ほぼ茨城の中央部に位置し、首都圏からは100キロメートル以内、県都水戸には隣接し、非常に地理的には恵まれております。

また、北西部を中心になだらかな丘陵地帯も広がっておりますし、自然にも恵まれた住環境を備えているかと思えます。

続きまして、84ページです。

新たな市は人口8万2,358人となります。これは平成12年の国勢調査によるものです。友部町が人口急増でありまして、岩間町が横ばい、笠間は減少傾向にありまして、全体的には微増という現象があらわれております。85ページに人口を示しております。

86ページには、下のほうに広域行政の現況が示されているかと思えます。ご存じかとは思いますが、既に一部事務組合として幾つかの事務を広域で行っております。消防については、一部委託は受けておりますが、この地域で同じ構成になっております。

火葬については、水戸市の一部の旧内原、城里町の一部の七会村等が残っているのです

が、これを機に整理統合ができればと思います。

介護保険については、笠間は岩瀬、七会とやっていたのですが、これも10月で単独になるかと思っていますので、内原が抜けた友部、岩間と含めて、一つの行政体としてそっくり当てはまることになろうかと思っています。

ごみ、下水道についてもほぼ一つの自治体の中におさまるような感じになります。

し尿については、現在、それぞれの広域事務組合でやっておりまして、この件については整理にちょっと時間がかかるかと思いますが、こういった広域行政を踏まえましても、3市町が新たな市になることが非常に行政運営の面でも合理的ではないかと考えております。

87 ページになります。これらを踏まえまして、新市の計画策定方針なのですが、本計画は、笠間市・友部町・岩間町の合併後のまちづくりを進めていくための計画として、その実現を図ることにより、新市の発展と住民福祉の向上を図ります。

計画の構成、この計画は、基本方針を実現するための建設計画、公共施設の統合整備及び財政計画で構成します。

計画の期間、本計画の期間は、平成17年度から平成27年までの11カ年計画とします。先ほど合併の期日について提案があり、今後、審議して平成17年度内に期日が制定されようかと思うのですが、この計画は平成17年度を含めて11年間としております。

まちづくりの課題、3市町は非常に恵まれた環境の中で発展してきたわけなのですが、恵まれたことがさらなる発展という部分を阻害していた要素があるやに考えます。笠間市、友部町、岩間町、それぞれ利点を持っておりますが、もう一つ発展できなかったのは、恵まれ過ぎたかという条件もございます。これらが、新たな行政組織によって、新たな危機感を感じ、新たな課題に取り組むことで、より発展が図られるのではないかと考えております。

これらのまちづくりの課題については、(1)として地域内の幹線道路網の拡充、この3市町は、可住地面積、つまり、平坦な面積が136.7平方キロメートルと、県内ではつくば市、水戸市に次いで広い面積になっております。つまり、宅地開発を含めて発展の可能性を大いに秘めているということになりますが、一方で、交通網が発達している分、市街地を分断されている箇所が多く、今後さらに発展するには、生活支援道路となる幹線をつなぐ市道及び町道の整備も重要な課題となっていると思います。

続きまして、(2)恵まれた交通網の活用、何度も申し上げましたように、交通網は非常に発達しているのですが、恵まれた交通網を生かして、人・物の交流を活性化させるという面ではこれまで工夫がなかったように思います。幸い、笠間を中心とした地域ブランド力を持っているわけですから、この交通拠点を生かして、さらにブランド力を高めることが十分可能かと思えます。

続きまして、(3)として福祉環境の充実になります。友部町の医療・福祉施設を中心に、さらにはボランティア活動も盛んであります。どの地域でもこれから地域福祉が中心となった福祉が求められております。

(4)として、自然、歴史と文化を生かした交流拠点づくり、本地域では、吾国愛宕県立自然公園、笠間県立自然公園などの自然に恵まれており、文化財も豊富ですし、自然、歴

史と文化、いずれの面でも恵まれている地域と言えます。

また、これらの地域独自の文化は観光資源としても活用されてきました。これは住民にとって生活空間の形成に役立つばかりでなく、これから新市が目指す交流拠点の形成にも重要な要因となってきます。

(5)にバランスのとれた産業の活性化、本地域は、農業、商業、工業についてそれぞれ一定のレベルに達しております。ただし、先ほど申し上げましたが、地域間競争という中ではもう一つ力が足りないと思っております。これらを都市機能の充実によってさらに発展させることが課題となっております。

続きまして、(6)住民参加のまちづくりの推進です。もう今さら申すまでもなく、住民参加、あるいは住民協働のまちづくりというものがどこの自治体でも実践されているわけであります。本地域においても、笠間市のまちづくり教室であるとか、友部の友部学を中心とした住民活動、これら十分な住民協働の芽をさらに伸ばすことが課題となっております。

(7)行財政運営の確立、合併したからといって財政力が急に伸びるわけではありません。むしろ、最初に手をつけなければならないのは、行政の職員の能力開発、行政改革を中心とした効率的な組織運営、あるいは財政運営がこれから合併後に早急に求められる課題ではないかと考えております。

これらの課題を踏まえまして、90 ページに新市まちづくりの基本理念を5点示してあります。

(1)茨城県の中央部に位置し、鉄道や高速道路など高速交通網が発達している地理的優位性を十分に発揮し、新市が21世紀にふさわしい陸・海・空を結ぶ地域となるまちづくりを進めます。

地理的・交通優位性を生かしたまちづくり

この陸・海・空といいますのは、陸については、先ほど申し上げました自動車道交通網の発達、海につきましては、常陸那珂港に直結する北関東自動車道が走ること、空については、百里基地と直結する常磐自動車道が走るということを暗示しております。

(2)少子高齢化社会に対応した、保健・医療、福祉の充実に努めるとともに、防犯・防災体制を充実し、住民が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

住民が安心して暮らせるまちづくり

(3)自然に恵まれ育んできた文化を活かし、交流拠点となるまちづくりを進めます。

環境に恵まれた交流拠点づくり

(4)住民の一体感が早期に醸成され、住民が主体となって取り組むまちづくりを進めます。

住民協働のまちづくり

(5)広域化・複雑多様化する行政需要に対応できる行財政の基盤強化に努めます。

行財政の基盤強化

この5つをまちづくりの基本理念として掲げまして、91 ページに示してありますように、新市のまちづくりの重点ビジョンと新市の将来像に結びつけてあります。

【新市まちづくりの重点ビジョン】

・恵まれた交通基盤を生かしたまちづくり

【新市の将来像】

・住みよいまち 訪れてよいまち 笠間市

以上のように提案させていただきます。終わります。

磯会長

事務局から説明が終わりましたが、本件につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「異議なし」の声あり)

磯会長

特に質問等がございませんので、本日の事務局から説明しましたものを素案とさせていただきます。

なお、第2回目の協議会には新市の建設計画としてまとめたものをお示ししてまいりたいと考えております。

本日提案させていただきました協議事項は以上でございますが、その他といたしまして、事務局から連絡事項がありましたらお願いいたします。

事務局

それでは、事務局から今後の協議会の日程についてお知らせをさせていただきます。

3月末までの間に協議会はあと3回ほど予定をいたしております。当面、3月までの予定についてお知らせをしたいと思います。

第2回の協議会でございますが、3月2日、水曜日、友部町中央公民館において午前9時から開催をしたいと思います。

第3回の協議会でございますが、3月12日、土曜日、岩間町公民館において午前10時から開催をしたいと思います。

第4回協議会におきましては、3月22日の火曜日、場所は未定でございますが、午後1時から開催を予定しております。よろしくお願い申し上げます。

また、本日継続とされました協議事項がありますので、次回の協議会には本日の協議会資料もあわせて持参くださりますようお願いを申し上げます。

なお、皆様の報酬でございますが、本日は間に合いませんでしたものですから、次回に本日の分と合わせてお支払いということになりますので、印鑑をお持ちいただきますようお願いを申し上げます。

以上、説明を終わります。

磯会長

他に委員さんから何かございますか。ありましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。

それでは、私の議長としての任を解かせていただきます。大変ご協力ありがとうございました。

小松崎事務局長

以上をもちまして、第1回笠間市・友部町・岩間町合併協議会を閉会とさせていただきます。

長時間に渡りまして大変お疲れさまでございました。ご苦労さまでした。

(午前 11 時 48 分 閉会)